1 各会計決算総括表

(単位 千円)

区分		決算額			翌年度へ繰り	実質収支額	
		歳 入	歳出	歳入歳出差引額	越すべき財源	夫貝収义領	
一般会計 ①			33, 386, 204	32, 123, 540	1, 262, 664	92, 843	1, 169, 821
特別会計 ② (③+④+⑤)		13, 040, 680	12, 810, 243	230, 437	0	230, 437	
	国民健康保険	3	5, 838, 644	5, 746, 917	91, 727	0	91, 727
	介護保険	4	5, 277, 142	5, 153, 426	123, 716	0	123, 716
	後期高齢者医療	(5)	1, 924, 894	1, 909, 900	14, 994	0	14, 994
	合 計 ①+②		46, 426, 884	44, 933, 783	1, 493, 101	92, 843	1, 400, 258

[※] 記載金額は、区分ごとに表示単位未満を切捨てて表示しています。

[用語の解説]

翌年度へ繰り越ずべき財源

会計年度独立の原則の例外として、当該年度の歳出予算の一部を翌年度において執行するために繰り越しをした額等の合計から、決算年度中に歳入されなかったが翌年度において確実に収入が見込まれる特定財源を控除した額をいう。

実 質 収 支 額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、歳入 歳出差引額から、翌年度繰越額を控除した額をいう。通常、「黒字団体」、 「赤字団体」という場合は、実質収支額の黒字、赤字により判断する。